

総務警察委員会記録

開催日時 平成26年12月10日(水) 13:03~15:03

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

出口 武男 委員長
大国 正博 副委員長
藤野 良次 委員
田中 惟允 委員
乾 浩之 委員
森山 賀文 委員
山村 幸穂 委員
中野 雅史 委員
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 総務部長
長岡 危機管理監
野村 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
福井 観光局長
橋本 警察本部長
柘植 警務部長
藪内 生活安全部長
萬谷 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第 86号 平成26年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 88号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 89号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 103号 公立大学法人奈良県立大学中期目標の制定について

議第 104号 公立大学法人奈良県立大学に承継させる権利を定めることについて

議第 105号 当せん金付証票の発売について

報第 30号 奈良県国民保護計画の変更の報告について

報第 31号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

平成26年度奈良県一般会計補正予算(第2号)

報第 32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

薬事法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○出口委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会いたします。

その前に、先般当委員会が名古屋大学方面に県外調査に行きました。同行いただきました理事者の皆様方、ありがとうございました。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第書に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告については、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、地域振興部長、南部東部振興監、警察本部長の順に説明を願います。

○浪越総務部長 12月定例県議会提出議案の全体概要及び総務部に関する事項について、

ご説明申し上げます。まず、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」の目次をお願いします。

12月1日に提出した議案は、議第86号、補正予算が1件、議第87号から議第92号まで、条例の制定及び改正が6件、議第93号から議第105号まで、契約等が13件、議第106号の計画が1件、報第30号から報第32号まで、奈良県国民保護計画の変更の報告等、報告が3件の合計24件です。後ほど危機管理監が説明する事項を除き、総務部に関するものについてご説明を以下のとおりさせていただきます。

なお、補正予算及び条例案については、後ほど別途配付しております資料によりご説明を申し上げます。その他については、それぞれ部局長が所管の委員会でご説明を申し上げることになっております。

冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」の133ページ、議第105号、当せん金付証券の発売についてです。

当せん金付証券、いわゆる宝くじの平成27年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額です。

続きまして、補正予算案について、別途配付資料の「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」でご説明を申し上げます。

まず、1ページは、11月21日付で専決処分させていただきました平成26年度一般会計補正予算（第2号）についてです。衆議院解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費です。財源としては、衆議院議員選挙事務委託金など、国庫支出金を充当しております。

3ページは、一般会計補正予算案（第3号）についてです。歳入歳出はそれぞれ111億6,800万円余です。また、新規の繰越明許費として40億1,700万円余、債務負担行為として、追加と変更をあわせて、33億9,400万円余を計上させていただいております。これらは地方創生に向けた取り組みやその他緊急に措置を必要とする経費について増額をお願いするもので、政策課題別内訳については、ごらんとおりです。

歳入予算ですが、特定財源として、医療介護提供体制改革推進交付金など、国庫支出金を13億9,700万円余、財産収入として、地域医療介護総合確保基金運用収入を200万円余、地域医療介護総合確保基金繰入金など、特定目的基金の繰入金を7億1,900万円余、土木施設災害復旧事業債などの県債を3億1,400万円余を計上するとともに、また、残余の一般財源ですが、地方交付税として16億8,500万円余、繰越金と

して70億4,900万円を計上しております。

歳出予算については、総務部に関するものとして、ご説明申し上げるのは3件です。なお、各補正予算の歳入歳出の款項の内訳については、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」に記載しております。

資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」10ページの14、その他、財政調整基金積立金と県債管理基金積立金について説明させていただきます。平成25年度決算剰余金75億4,900万円について、地方財政法第7条第1項に基づき、2分の1を下回らない額、37億8,000万円を財政調整基金に、当初予算に計上している5億円を除いた残余の32億6,900万円を今後の財政負担に備え、県債管理基金に積み立てるものです。次に、給与改定に伴う増額について説明させていただきます。10月の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる13億6,100万円余のうち、総務部、会計局、議会事務局、監査委員事務局に関するものは、特別職と一般職合わせて、6,000万円余となっております。

続きまして、条例について、資料「平成26年12月定例県議会提出条例」によりご説明を申し上げます。

総務部所管に係る条例について、1件ご説明を申し上げます。その資料の7ページ、議第89号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定並びに特別職の期末手当の額の改定を行うため、所要の改正をしようとするものです。具体的には、まず一般職員については、1番目ですが、給料表を若年層に重点を置いて、平均0.2%引き上げます。2番目ですが、諸手当については、初任給調整手当の限度額を41万2,200円に引き上げます。さらに、平成26年度12月期の勤勉手当の額について、7ページから8ページに記載のとおり、再任用職員以外の職員の支給月数を0.15月分、再任用職員の支給月数を0.05月分引き上げます。平成27年度以降の勤勉手当の支給月数については、8ページに記載のとおりです。また、任期付職員及び任期付研究員についても、給料表を引き上げるとともに、9ページから10ページに記載のとおり、平成26年度12月期及び平成27年度以降の期末手当の支給月数を引き上げることとしております。さらに、県議会議員、知事、副知事及び常勤の委員の平成26年度12月期の期末手当についても、一般職の職員、国の指定職及び特別職に準じて0.15月分引き上げます。平成27年度以降の期末手当の支給月数については、10ペー

ジから11ページに記載のとおりとなっております。

施行期日ですが、平成26年12月25日としますが、平成27年度以降の期末勤勉手当の改正は平成27年4月1日としております。また、適用日については、給料表及び初任給調整手当の改正は、平成26年4月1日、平成26年度12月期の期末勤勉手当の改正は同年の12月1日とします。

以上が今回提出しております議案の概要及び総務部所管に係るものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡危機管理監 それでは、危機管理監所管の議案についてご説明を申し上げます。

資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」9ページの11、安心・安全の確保の奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業です。防災行政通信ネットワークを再整備するため、基本・実施設計の業務を行うものです。事業期間を確保するため、1億9,161万2,000円の債務負担行為をお願いするものです。12ページの債務負担行為追加補正にも同内容の記載をしております。

続きまして、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」135ページの報第30号、奈良県国民保護計画の変更の報告についてです。奈良県国民保護計画については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法に基づき、平成18年1月に策定させていただいておりますが、このたび、国の国民の保護に関する基本指針の変更などの事由により、県計画を変更する必要性が生じたので、法の規定に基づき、変更案について、奈良県国民保護協議会への諮問を経て、内閣総理大臣への協議を行いました。その後、閣議決定をいただきましたので、このたび県議会に報告させていただくものです。

主な変更点ですが、1、国民の保護に関する基本指針の変更に伴うものでは、警察災害派遣隊の新設に伴い、記述を修正、追加すること。それから、警報等の情報伝達的手段としてEm-Net、J-ALERTを追加することなどがあります。

次に、141ページ、2の奈良県地域防災計画の見直しに伴うものですがけれども、原子力事故災害の際に、福井県などから避難者を受け入れることに積極的に協力することなどが改正点です。以下、県における事態警戒態勢設置者の明確化、統計数値の時点修正など、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」に記載させていただいたとおりです。

なお、参考として、変更箇所を赤字で示した、資料1、「奈良県国民保護計画」を1冊ずつお配りさせていただいております。

以上が危機管理監所管の提出議案です。よろしくご審議のほうお願いします。

○野村地域振興部長 地域振興部の平成26年度12月補正予算についてご説明させていただきます。資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」2ページについて、先ほどの総務部長からの説明と重複しますが、衆議院議員選挙執行費等については、12月14日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、11月21日付で専決させていただいたものです。7億2,800万円で、財源は全額国費です。

続きまして、4ページの1、地方創生関係ですが、新規事業の文化会館、美術館及び周辺整備基本計画策定事業については、文化会館、美術館及びその周辺地域を一体整備して、魅力ある文化ゾーンを創出するため、基本計画の策定に対する債務負担行為として3,600万円を計上させていただいております。新規事業、奈良県立大学シニアカレッジ中南和分校開設準備事業については、平成27年4月から奈良県立大学シニアカレッジの中南和分校を県立畝傍高校内に開設することに伴う会場整備費など、580万円を計上させていただいております。新規事業、(仮称)奈良県国際芸術家村基本構想策定事業については、文化芸術系大学のサテライト機能、たくみの技術の継承機能など、奈良の文化資源の活用・創造を推進するための拠点整備に向けて、基本構想の策定に対する債務負担行為として、1,100万円を計上させていただいております。

続きまして、8ページの10、文化の振興のミュージックフェストなら2015開催事業については、来年度で4回目の開催となります。平成27年6月13日から28日まで、今年度と同様に16日間で有料公演のほか、社寺、駅前ホールなどでの無料公演を県内各地で開催する予定です。それらの事業内容を早期に決定して広報を展開するため、平成26年度の事前準備費用として440万円を計上させていただいております。また、来年度早々の事業実施となりますので、今年度中に契約事務を行うため、1億1,050万円の債務負担行為をお願いするものです。

10ページの14、その他の知事及び県議会議員選挙執行経費については、知事及び県議会議員選挙に係る平成26年度の執行経費として、2億5,760万円を計上しております。給与改定に伴う増額については、給与改定を実施することにより増額となる13億6,000万円余りのうち、地域振興部に関するものは、一般職1,900万円余となっております。

続きまして、条例関係です。資料「平成26年12月定例県議会提出条例」の2ページ、

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは県から市町村への権限移譲に関するもので、移譲が望ましいと考えられる事務をお示しした上で、市町村との協議が整った事務について、移譲先の市町村を追加するため条例改正をするものです。地域振興部所管の事務としては、2の(1)です。地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務について、王寺町、河合町、野迫川村の3町村を追加するものです。平成27年4月1日から施行することとしております。

続きまして、地域振興部所管の一般会計補正予算案その他についてご説明させていただきます。冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」の131ページ、議第103号、公立大学法人奈良県立大学中期目標の制定についてご説明させていただきます。地方独立行政法人制度における中期目標については、県から法人に対して達成すべき業務運営の目標を指示することになっております。この中期目標については、県立大学とともに内部で議論を重ねた上で、有識者や評価委員会のご意見を踏まえて作成しました。この内容については、冊子「公立大学法人県立大学中期目標」で説明させていただきます。

まず、1ページ、目次をごらんください。IからVとありますが、Iの教育、IIの研究、IIIの地域貢献、IVの国際交流が4本柱で、Vは法人運営という内容です。一番大事な学生への教育を一番に置いております。

続きまして、2ページをごらんください。前文を定めております。中期目標の策定に当たり基本的な考え方を記載しております。文章の前半部分は県立大学の最近の取り組み、中段の部分は中期目標の位置づけを記載しており、中段より下の部分に先ほど申し上げた4本柱ごとに基本的な考え方を書いております。「教育」については、小規模大学ならではのユニークな取り組みを実践すること。「研究」については、奈良らしい研究を行う地域の知の創造拠点としての大学形成。「地域貢献」の観点からは、教員や学生が住民とともに地域課題に取り組む地域支援や多様な年齢層に学んでいただくための講座の開催。

「国際交流」の観点については、海外に行くだけでなく来ていただいて交流するような学生・教員の国際交流の促進に取り組んでいくこととしております。この中期目標については、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間を対象としております。

続きまして、3ページから40ページまでが、中期目標の具体的な内容についての記載です。この記載のパターンですが、各ページにおいて、県から法人に対して取り組みを求める内容を記載しており、具体的な項目を大項目、中項目、小項目とした上で、各項目における現状について整理し、それに対してそれぞれ期待する成果を設定する、これを簡潔

にまとめるという内容になっており、同じパターンで書いております。

それでは、主な項目について説明させていただきます。

まず、1番目の柱の「教育」についてです。これは3ページから12ページまで記載しております。3ページでは、対話型少人数教育の充実を記載しております。4ページは、現場、フィールドワークの充実。5ページでは、社会人として必要な一般教養を身につけるリベラルアーツ教育の充実、9ページには、高い就職率を維持できるような学生のキャリアサポートの充実といった項目について記載しております。

2番目の柱の「研究」については、13ページから15ページにわたって記載しております。13ページでは、社会ニーズに対応した貢献を記載しております。15ページには、奈良の特色ある歴史に根差した、奈良とユーラシアに関する研究活動の推進といった項目について記載しております。

3番目の柱の「地域貢献」については、16ページから27ページに記載しております。19ページには、現状の欄に書いておりますが、シニアカレッジ受講者数というのがありますが、シニアカレッジのような県民への生涯学習機会の充実といった項目を記載しております。20ページには、社会人のための夜間フレックスコースの検討について、22ページには、地域との協働プロジェクトの実施といった項目について記載しております。

4番目の柱の「国際交流」については、28ページから30ページに記載しており、学生や教員の国際交流といった項目になります。

最後に、5番目の柱の「法人運営」は、31ページから40ページまで記載しております。31ページでは、理事長や学長がきちんとリーダーシップを発揮できるようなガバナンス体制の充実強化、33ページには、コンプライアンスの向上。35ページは、収入の確保。40ページでは、県立大学の認知度を上げるための情報発信の強化といった項目について記載しております。

中期目標の説明については、以上です。なお、この中期目標は、地方独立行政法人法の規定に基づき、議決をいただきたく、本議会に議案書を提出させていただいております。

続きまして、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」の132ページ、議第104号、公立大学法人奈良県立大学に承継させる権利を定めることについてです。これは平成27年4月1日から公立大学法人奈良県立大学を設立するに当たり、地方独立行政法人法第66条第1項の規定により、県から公立大学法人奈良県立大学に承継させようとする権利を定めるもので、本館の建物の所有権について、同法施行令の規定により議会の議

決を求めるものです。

続きまして、162ページの報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての薬事法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。これは、薬事法の改正に伴い、同法の文言を引用する関係条例の整理をするために条例改正を行ったもので、地域振興部所管は第2条関係です。第2条の奈良県住民基本台帳法施行条例について、法律の名称変更に伴う機械的な修正、改正を行っております。改正薬事法の施行日に合わせ、平成26年11月25日に施行するため、専決処分を行わせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 それでは、南部東部振興監所管の補正予算案について説明をさせていただきます。

資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」4ページの1、地方創生の2つ目です。新規事業、路線バスを活用したオフシーズン対策事業ですが、冬季になると南部、東部のほうは雪が降ったり、凍結するのでなかなか客足が伸びないということで、観光客に南部、東部地域へ来ていただくために、路線バスを利用して来訪されるお客様、宿泊観光客のバス運賃を全額補助したいと考えております。予算は787万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、9ページの12、南部地域・東部地域の振興の1つ目です。これも新規事業、高野山開創1200年を契機とした南部地域への誘客促進事業ですけれども、来年が高野山開創1200年を迎えることから、4月、5月には記念行事がたくさん開催されます。その行事に参加される方々を南部地域へ誘客するための観光プロモーションを実施したいと考えております。内容としては、大手旅行雑誌への広告掲載、あるいは南海なんば駅でのデジタルサイネージの広告掲出などです。今年度分として203万1,000円、また、来年4月、5月分の契約が必要ですので、債務負担行為として451万5,000円を計上しているところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○橋本警察本部長 それでは、警察本部所管の提出議案についてご説明させていただきます。資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」10ページの14、その他の給与改定に伴う増額についてですが、警察本部に関係するのは、この補正額13億6,100万円余のうち2億4,200万円余で、全て一般職分です。

警察本部所管の提出議案は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○出口委員長 ただいまの付託議案の説明について、質疑がある方はご発言を願ひます。

なお、付託議案以外のその他の事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承願ひたいと思います。

○山村委員 それでは、ただいま説明がありました議案について質問したいと思います。

1点目は、文化会館の改修についてですが、これは文化会館だけではなく美術館も含めてかなり大規模な計画になるとご説明がありました。私からは、利用されている皆さんから幾つか要望がありましたので、そのこともお伝えしてその点についてどうなのかとお聞きしたいと思います。

まず、国際ホールの利用料が非常に高いということで、この際もう少し下げる方向にはならないのかと言われております。他の会館と比べてもかなり高いと思うのです。

次に、国際ホールの会場内の一部分で音が聞こえにくい状態があつて、利用されている皆さんが高齢化されていることもあり、音を聞こえやすくする対策をとっていただきたいと言われております。前のほうの席でもマイクで拾った音とダブって聞こえたりして非常に聞こえにくいこともあるようで、神戸市などの劇場ではアシストホーンという形で、高齢者の方や耳の聞こえにくい方も音が聞こえるような対策がなされているということですので、ぜひ奈良県でもそのような対策がとれないのかということなのです。

それから、バリアフリーの関係です。会館全体のバリアフリーということではいろいろな面で課題があると感じておりますので、それは今回の改修に当たってはきちんと対応していただけるのではないかと感じております。国際ホールの会場で車椅子の方が利用される場合ですが、会場の真ん中あたりの座席だと、途中でトイレに行きたいと思つても階段を上らないといけないので、車椅子が利用できない状況になっていますので、そういうことも含めてバリアフリー全体についての改修を考えてもらいたいということなのです。

それと、託児室はできないのかというご意見です。

それから、奈良県全体を見回してみても、演劇ホールは利用できるところが非常に少ないということと、席数から見て600人から800人が収容できる中程度の演劇用ホールがないということで、これはここの中でできるかどうかは別にして、そういうことも意見として出されております。このようないろいろな利用者の方の意見を聞いて計画を立てていかれるとは思いますが、今言われたような意見がありますので、その点についてお聞かせいただけたらと思いますので、願ひします。

2点目は、奈良県国際芸術家村の構想ですが、本会議でご答弁もありましたが、具体的に一体何を狙っているのかが漠然としてつかみにくい内容ではないかと思っています。芸術大学のサテライトということなので、芸術大学に重きを置くのか、奈良県の若者が県外の大学に行くからそれをとめたいとなるのか、そうではなく、国際大学ですから、いろいろな方に奈良県に来てもらおうとなっているのか。それから、文化財の補修も含めて、文化財関係がメインになるのか。あるいは伝統工芸ということも言われておりました。さらに知事は、宿泊施設やレストランということも言われていましたので、かなり大規模な、焦点が定まらない大きな中身になっているということで、地方創生といったときに、とにかくその予算をもらうためにいろいろなものを盛り込んで、ただそういうものを立ち上げたという印象が非常に強いのです。本当に地域を活性化していくことや、今問題になっている過疎や人口減少などに役立つものにしていくという観点が非常に大事だと思うのです。そういう点で今の計画はどう役立っていくのか非常に疑問を持っているのですけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

3点目は、12月14日の衆議院議員総選挙のことですが、奈良マラソンと選挙の日が重なるということで、奈良マラソン実行委員会ですまざまな対応をなさっておられると先日お聞きしました。該当地域に広報車で広報していることや、チラシも各家庭に何回か入れさせてもらったということもお聞きしています。地元の方にお聞きしましたら、奈良マラソンに協力をしてくださいと求められているということで、できるだけ邪魔にならないようにしないといけないのかなという形で受けとめておられる方が非常に多いと聞いています。もちろん奈良マラソンも成功させないといけないし、選挙も大事ですので、奈良マラソンは選挙の妨げにならないということで、選挙にはみんな行けますよという、選挙に行っていただくための啓発をしっかりとやるべきだと思います。そういう点で言えば、選挙管理委員会としては、大切な投票の機会を損ねるのではなくて両立できることをもっとアピールしていく、積極的に投票に行ってほしいという啓発をしていかななくてはならないかと思っています。その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

○竹田文化振興課長 文化会館と美術館の改修に絡みまして幾つかのご質問をいただきました。

まず、1点目ですけれども、文化会館の国際ホールの利用料が高いのではないかというご質問です。今手元にありますが、文化会館の会場使用料、そして、類似施設として、なら100年会館の使用料を持っております。国際ホールは、平日と土日祝日によって料

金区分が違います。また、有料もしくは無料で集客する場合での使用料についても違います。平日で無料集客の場合で終日お使いいただく、9時から21時30分という時間帯でご利用いただく場合は24万8,910円になります。一方、類似施設で文化会館国際ホールよりも少し座席数が多いなら100年会館の大ホールがあります。参考までに文化会館国際ホールは1,313名、なら100年会館大ホールは、1,476名が定員です。平日の無料集客で終日、同じ9時から21時30分という時間帯で比較をさせていただきましたところ、なら100年会館大ホールが28万5,600円となっており、必ずしも県の文化会館が高いとは認識しておりません。

そして、2点目について、文化会館国際ホールで音の聞こえにくいところがあるのではないかというお話で、特に高齢者利用の面からどう考えているのか。3点目のバリアフリー対策についても障害者対策を含めてどうしていくのかというお話ですが、こちらについても、来年度基本計画を策定する中で、より利便性の高い見地から、高齢者、障害者対策について、検討を重ねて基本計画をつくっていきたいと考えているところです。

その他託児施設についての関連の質問ですけれども、こちらもまた、山村委員からご意見があったということで認識はさせていただきたいと思っております。以上です。

○福井教育振興課長（仮称）奈良県国際芸術家村の目的が曖昧であり、また、地方創生とのかかわりが不明だという問いであったと思っております。

県では、先般、高市総務大臣が地方創生に関して、地方に大学のサテライトキャンパスを設置する構想を発表されたことに対して、仮称ですが、奈良県国際芸術家村の創設を検討しているところです。現時点で考えている点に関しては、まず1点目が、若者の流入、定着ということです。県内の特色を生かした文化、芸術系の大学学部のサテライトキャンパスを県が設置し、県外または海外の多くの大学、研究機関に利用していただきたいと考えております。ここを共同研究の拠点として、学んでいただければと考えているところです。これにより、県内大学への進学促進、教員、研究者、学生等の交流人口の増加、さらに、将来的には全国から志を持った若者が集まって定住に結びつく可能性も求めていきたいと考えております。また、奈良の伝統工芸の技術を習得する機会を提供することにより、若者の県外への流出について少しでも歯どめがかかることも期待しております。

次に、2点目として、文化活動の推進です。県内にサテライトキャンパスをつくり、訪れた大学関係者に対して、県民向けの文化セミナーを開催していただけないかと考えております。また一方で、芸術者や障害者の芸術のためのワークショップなどの開催も希望し

たいと考えております。こういったところで、県内の文化活動の拠点として活用できるのではないかと考えております。

3点目として、たくみの継承、伝統工芸、地域産業の振興です。たくみの継承として、例えば、奈良漆、大和瓦、宮大工等の機能を併せ持つことにより、伝統工芸に係る人材育成、後継者養成が可能になるのではないかと考えております。また、同時に伝統工芸芸術の研究者との交流により、奈良の伝統工芸や地域産業にも寄与するのではないかと考えております。

4点目として、交流の促進により人口の増加、にぎわいの創出です。このような取り組みを行うことにより、にぎわいの創設、人口の増加を考えていきたいと思っております。そのほかに県民に向けてのセミナーやワークショップについて、あわせて眺望のよいレストランや宿泊施設も設置していきたいと考えているところです。

現時点では、これらの目的について、県内部でいろいろ検討をしておりますが、最終的には、来年度外部有識者による検討委員会を設置することにより、候補地の選定や盛り込むべき機能についてもご検討いただきたいと考えているところです。

それから、地方創生の関係ですが、この奈良県国際芸術家村構想において地方創生の目的としては、まず、交流人口の増加と定着人口の創生ということで考えております。この点でも地方創生の考え方と合致しているものと考えているところです。以上です。

○山下市町村振興課長 奈良県の冬の大きな行事である奈良マラソンと、くしくも今回の衆議院議員総選挙が同日の12月14日に重なって、投票行動について支障のないように広報をするべきではないかというご質問です。まず、今までは奈良県選挙管理委員会として、奈良マラソン実行委員会といろいろな調整をしながら、委員がご指摘のように奈良マラソン実行委員会側でポスティングなどで天理市、奈良市のエリアの交通規制の状況を住民の皆さんにしっかりと広報をしていただいているところです。奈良マラソンと選挙が両立できるように、行事の主催者である奈良マラソン実行委員会と選挙管理委員会が連絡を密にとりながら、奈良県選挙管理委員会のホームページでも、奈良マラソン実行委員会のホームページとリンクできるような形で、選挙に行こうとされる住民の皆様が選挙という観点から、奈良県選挙管理委員会のホームページにアクセスされれば、奈良マラソンの交通規制や行事の状況がわかるように対応していきたいと考えております。以上です。

○山村委員 文化会館の施設整備についてはこれからの検討ということで、ぜひとも意見を取り入れていただきたいと思います。利用料については、演劇をされる方が利用される

場合には、なら100年会館は使えない状況にあるということです。料金を比べると、例えば、櫃原文化会館は、平日の終日利用で12万8,000円、大和郡山城ホールでは6万4,000円、少し客数が少ないということがありますが、さざんかホールで7万円、桜井市民会館で5万6,000円、かしはら万葉ホールで5万3,000円、斑鳩ホールで5万9,850円と、おおむね半分以下の金額になっています。もちろん同じ客席数でもないし、いろいろ違う点はあると思いますので、同列には比べられないと思いますが、文化会館は突出して高い状況にあります。新たに改修されることになれば費用の負担もかさむのではないかという心配が利用者の皆さんにはあるので、このところをご検討していただいて、本当にいろいろな方が利用できる施設にしていきたいと思います。

それから次に、国際芸術家村構想の目的を幾つかお聞きしました。交流人口がふえると定住にもつながるのではないかとおっしゃっていましたが、今、奈良県でも非常に大きな課題になっているのは、人口減少によって村の存続が危うくなる、若者が少ないということで新たな出生が少なくなる、過疎化も非常に進んでいる実態があると思うのです。そのことに本当に役立つ対策を真剣に考えていくことが今一番必要ではないかと思うのです。

今日のように、なぜ東京一極集中になったり、大都市中心のまちづくり、国づくりになってきたのか。地方がどんどん切り捨てられてきた。農林業をはじめとしてそういう大事なものが置き去りにされて、インフラにしても産業の集積にしても大都市に全部偏ってしまったという流れがある中で起こってきている問題ですから、それを解決するには、県内のそういう困難に陥っている皆さんが何を望んでいるのかということから出発しないと、新たにこういうものを創ったからどんどん人が来て、それが雇用に直接結びついていくという話にはならないのではないかと危惧しております。もちろんそれをやって成功することもあるだろうし、例えば、奈良の伝統工芸をいろいろな形で継承してさらに発展させていきたいとか、観点としては良い面もあると思っていますのですけれども、それで定住が進んで過疎対策によって村の活気が取り戻されていくことに役立つものを県としては考えないといけないのではないかと考えています。今後検討委員会をされてどういうものになっていくのかはこれからの課題だと思いますので、今すぐそのことについての回答があるとは思わないのですけれども、ただ、地方創生ということで4兆円の予算がつくからそのお金をばらまくという発想は違うのではないかと考えています。もちろんそういう発想ではないと思いますが、そのところはどうお考えになっているのか、考えがあればお聞きし

たいですし、なければ意見として申し上げておきます。

それから、選挙のことは奈良マラソン実行委員会と協力してやっただけだということですが、住民の皆さんの受けとめ方は、「交通規制に協力する」ということは、「選挙に行かない」ことだととらえているような感じを受けました。そこで、マラソンの最中に投票に行きたいけれども、その現場に行けば誘導してくれる人がいるのかなど、そういう対策ができていないのかを聞いているのです。住民の皆さんからは投票に行ったら迷惑になるのではないかと聞いているので、そういう意味で啓発がもっと必要ではないかと、今ここでお伝えしているわけなのです。そういう意味だということをお話いただければと思います。

○野村地域振興部長 山村委員から、国際芸術家村構想についてのお話がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。まず、地方創生の関係で若者の流出を防ぐ施策はいろいろ考えられると思いますので、なかなか一つの特効薬はないと思っております。そういう意味でいいますと、先ほど教育振興課長が申し上げた国際芸術家村の創設の目的というのは、いろいろな複合的な施設も考えているものですから、大きく分けて4点ほど申し上げました。そのうちのひとつ大きな柱として、若者の流入をたくさん促す。都会から学生に来ていただいて、その若い学生たちに県内で多く活動をしていただく、それがまさににぎわいにつながるだろうと思いますし、また、奈良県の高校生が、例えばこういう大学、芸術家村があるから県内の大学にとどまってもいいではないか、ここで学んでいこうとか、あるいは手に職をつけるためにここに定着しようと思ってもらったりとか、さらには、将来的なことになるかもしれませんが、いいエリアがあるからここを目指して全国から芸術文化等に志のある方に集まっていただくと、そういう効果は十分期待できるのではないかと考えているところです。

また、委員から、雇用につながる面もあるのではないかとのご指摘もいただき、新たな要素だと思われました。例えば、この施設で働く、雇用が生まれるという部分も出てくるのかと思われましたので、そういう効果も加えながら、いろいろな効果を探りながら、国際芸術家村というのが地方創生で若者を定着させるということに対する一つの対応策になるように検討を重ねていきたいと考えているところです。以上です。

○山村委員 若者がたくさん奈良県に来てくださって、その人たちがまた帰るのではなく奈良県で仕事を見つけて、奈良県に住み続けていただくことが目的だと思うのですが、そういう仕事おこしが、例えば過疎の村でできるのかということとリンクしていかな

いと、ただ国際芸術家村を創ってそこに人がたくさん来て、村がにぎわってというだけでは完結しないと思うのです。そこでやった投資が県内にきちんと戻ってくるように、どこそこの村に行ったらこういう産業があって、そこでその能力を生かして仕事ができるという形になるように考えていくのが地方創生だと思うのです。県がどういう検討委員会をされるかわかりませんが、そういう形で地方の皆さんがそのことで活性化につながっていくものに発展していくような取り組みを進めていかないと、ただ物をつくっただけになってしまうのではないかと思っているという意見を申し上げておきます。以上です。

○田中委員 本日の議案の中で公立大学法人奈良県立大学中期目標を拝見していますと、知事が本会議でご答弁された（仮称）奈良県国際芸術家村との関係ですが、桜井市でサテライト教室をつくるとか、県立大学が外でサテライトをするという形で述べられています。国際芸術家村に関して、逆に県立大学の校舎を使って県外の大学との連携でサテライト教室の運営ができるのかなという気持ちがあったものですから、中期目標計画の中にそういうことが盛り込まれているのかどうか、もう一度ご説明いただければありがたいと思って質問をしました。

○福井教育振興課長 公立大学法人奈良県立大学中期目標ですが、これは県から大学に新しくこういうことをやってくださいというミッションの意味でつくらせていただきました。これをつくるに当たりましては、県だけでつくるのではなく、例えば、現役の大学生、卒業生、OB、企業などもいろいろ回らせていただき意見をお聞きしました。その中で必要なことについて網羅させていただきました。

委員がお述べの県立大学の中で、例えばサテライトといったもの、また、外に出て行って授業を行うことについても、大学のニーズとして必要なものについては取り組んでいきたいと考えております。現在、まず県立大学を公開していこうと、今回のシニアカレッジもそうですが、大学生以外の方にも広く公開するような講義、こういったものも盛り込んでいきたいと思っております。また、桜井市から土地を提供いただきましたが、そこに週1回県立大学の先生方が訪問して、地域の方々といろいろ意見交換をするといったことにも取り組んでおります。そのようなことも引き続きできるような形の中期目標としております。以上です。

○田中委員 資料「平成26年12月県議会提出予算案の概要」の9ページで、（仮称）奈良県国際芸術家村の計画をしているということが記載されていますので、これは新しくスペースをつくって、何もかもそこへ入れてしまうという施設をこれからつくろうとして

いるのでしたら、またかなり長期にわたって準備が必要で、5年以上かかってしまうことになるのではないかと思います。このような国際芸術家村をつくっていこうという構想は非常に素晴らしいことだと思いますので、できるだけ早くスタートしていただけたらありがたいと思いますし、県立大学の中でとりあえずそういう受け入れができれば、なお良いと思いますので意見を申し上げました。以上です。

○森山委員 議案に関係することで、2点質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、先ほど南部東部振興監からご説明いただいた路線バスを活用したオフシーズン対策事業について質問させていただきます。

これまでから奈良県は路線バスの存廃についても大きく取り上げられたところで、路線バスのあり方が大きな課題になっております。その中で、存廃の対象の一つで日本一長い路線バスと言われている八木新宮線は、何とか今回はクリアできて存続させていくことも決まりました。今言ったバスもそうですけれども、メインの利用者は、買い物や病院通いなどの生活移動で使う方がおも立っていますが、今回観光客の移動について、路線バスを使って観光される方がどれだけ多くおられるのかを確認する良い試みだと思っております。そういうことをこれからスタートされるわけですけれども、この事業がオフシーズン対策ということで1月から3月の期間だということですので、もう、この議会が終わってからすぐ周知期間が始まります。1月1日から早速その対象期間に入りますということになると、周知期間とその周知内容によって、本来こういう路線バスを利用して旅行に行くことを考えていない方が、「これはちょっとおもしろいな。」「仲間と一緒に試してみようかな。」という方がおられても、周知期間が短かったら周知が届かないことがあるのではないかと気になっているところです。そういう良い試みなので周知に力を入れてほしいと考えているのですけれど、その辺は大丈夫なのかを質問します。

2点目は、資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、奈良県立大学シニアカレッジ中南和分校開設準備事業について質問させていただきます。

県立大学で開催した初回のシニアカレッジの反響がすごかったと聞きました。これが奈良県の一番北側にある奈良市内で始まってすごい人気だったので、それを中南和地域でももう1カ所開設という形で考えていただいたと思います。今朝、テレビを見ていたら、偶然シニアカレッジと同じような内容でやっているところが非常に盛況だということをニュースで取り上げていましたので、奈良県だけではなくて全国的にシニアカレッジを期待し

ている方が多いということを改めて確認したところです。県立大学のシニアカレッジはスタートしてもう約1年たちますけれども、シニア層の方々の受講されている雰囲気はどのようなものか知りたいと思うと同時に、今度畝傍高校で新たに始まるシニアカレッジの概要についてももう少し掘り下げて聞かせていただきたいと思います。その2点についてお願いします。

○村上南部東部振興課長 路線バスを活用したオフシーズン対策事業が、1月から開始されるが、周知期間が短いので大丈夫かというご質問です。

委員がおっしゃるとおり、補正予算の承認後2週間ほどしか周知期間がありません。ただ、周知期間は短いですが、県のホームページに登載するほか、チラシ、パンフレットを早急に作成し、対象の旅館や路線バスのバス会社の窓口に配置したり、車内のつり革広告に出すことを考えております。また、インターネットの旅行予約サイトにこの事業を活用した旅行商品をつくっていただき、インターネットでも広く広報して、旅行者の認知が進むように努力したいと思います。以上です。

○福井教育振興課長 大学のシニアカレッジについてのご質問です。

シニアカレッジについては、今年度より始めさせていただきました。県立大学の地域貢献の一環として、高齢者の学び直しの機会の提供ということで始めたところです。今年度は試行的に、国語総合、古典、日本史、世界史、英語といった科目について、1講座90分、年間35回の講義ということで、しかも高校の教科書を使って実施しました。当初200名を募集したところ、非常に盛況で、500名を超える応募がありました。いろいろ調整しながら、現在492名に受講していただいております。受講生の特徴として、週1回講義があるわけですが、早い方ですと、講義の始まる1時間前に到着して楽しみに待っておられたり、教室があくと同時に前の席から詰まるなど、非常に熱心だということで、教員も非常に喜んでいるところです。学生にもいろいろアンケートをとらせていただきました。9割の方が非常に喜んでいる、満足しているということでございます。

ただ、若干問題がありました。受講生の約85%が北和地域の方に偏っており、北と南の受講生の分布に問題があるのではないかとということで、来年度については、中南和分校の開設を検討し、実際のところ、畝傍高校での開校を来年度目指しているところです。開校に当たりましては、施設整備で、例えば手すりやトイレの改修、また、机の運び込みなどの予算を12月補正予算で計上させていただいたところです。来年度も引き続きこのシニアカレッジが県内でいろいろな方に学んでいただけるように努めていきたいと考えてお

ります。以上です。

○森山委員 路線バスを活用したオフシーズン対策事業ですが、これはもちろん路線バスの利用者がふえることも大きいですが、観光面から見ても南部東部振興につながるという、二重の期待ができるということで、この施策の人気度合いがどのように展開していくかをこれからも見守っていきたいと思います。今回のこの施策は、1月から3月まで試されるわけですが、1回きりで終わるのではなく、オフシーズン対策として繰り返していくことも大切だと思いますので、ぜひそういう観点からも進めていただきたいと思います。まず1月からスタートするわけですから、周知をしてどれぐらいの方が利用されたのか利用実績を、次の2月定例会に中間報告を聞かせていただけたらありがたいと思っております。路線バスを利用していただく方がふえることにつながると路線バスの維持にもつながるので、非常に期待しておりますので、ぜひ周知を頑張ってくださいと思います。

もう1点は、奈良県立大学シニアカレッジ中南和分校開設準備事業ですが、県立大学で行っていたシニアカレッジが200名の募集に対して500名の方が応募したということでした。中南和分校に移してもきっと同じぐらい募集人数に対して応募人数はたくさんおられるのではないかと思います。仮に募集人数を超えたとしても、その超えた方もまたこちらの県立大学と同じような形で、切られることなく、みんなやがては受けられるような形もとれるのでしょうか。シニアカレッジも定員オーバーで断られるとなったら、シニアカレッジに入るのも受験が必要になる可能性もあるのかとしたりもするのですが、みんな楽しみにしているから、応募者が全員入れるよう考慮しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。答えは結構です。

○乾委員 先ほどの森山委員と少し重複するかわかりませんが、地域振興部にお伺いしたいと思います。

路線バスを活用したオフシーズン対策事業の件ですが、なぜこのような時期に実施するのでしょうか。この2カ月、3カ月前に予算を計上していたら、周知徹底できたと思えます。こんな年の際にどうやって周知できるのかと。利用してもらうのが目的であるのに、知らない人がいる中で実施するのはおかしいと思います。

それと、冬期の南部東部地域の宿泊客の誘客を推進するためのバス運賃の補助について、どこからどういう形で乗って、どれだけの補助を受けられるのかを聞きたいと思えます。

○辻本南部東部振興監 まず補正予算の時期については、本来、委員がおっしゃるとおり

もっと早くしないといけないと思います。いろいろ地域を巡回するなかで、ことし観光客の数がかなり落ちていると聞きました。また、平年を見ますと、やはり1月から3月の観光客が少ない。それから、地域の方の声を聞いたら、冬になって雪が降ったらキャンセルが多いと。9月ぐらいからいろいろ話を聞いた過程で思いついた事業ですので、非常に予算計上が遅くなったのは申しわけなく思いますけれども、その辺の周知は十分にしたいと思っております。例えば、キャンセルが出る場合にでも、今までだったら雪が降ると、車で行けないという方については、例えば、バスを利用したら全額キャッシュバックしてもらえらえるということになったら、キャンセルも減るのではないかという期待もあって、こういう事業をやらさせていただきたいということです。

それから、具体的な実施方法ですが、奈良交通、旅館と話をしております。旅行者は全然手間はかからないのですけれども、奈良交通、旅館にはかなり手間のかかる方式になります。例えば、旅行者に往路の運賃は払ってもらい、バスの運転手にどこからどこまで乗ったという乗車証を発行してもらおうと。それでその乗車証を持っていったら旅館でお金を返してあげましょうと。そして旅館や民宿で宿泊することが絶対条件です。帰る際には復路分の運賃を旅館が立てかえて旅行者に渡して、帰りはバスに乗ったかどうかという確認もしてもらわないといけませんので、また奈良交通で乗りました、何人乗りましたと。その旅館でこの人はここからここまで乗る予定ですという証明チケットを奈良交通に渡してもらって、それを奈良交通で回収した分について、お金を県から奈良交通に払います。条件はバスに往復乗ることと、ホテルに泊まることですから、その2つを証明するために奈良交通や旅館に手間をかけるのですが、両方とも利用していただけることで、その辺の手間については協力してやりましょうということで話を進めているところです。

○乾委員 少しわかりづらい。乗車証があるのなら1度見せていただきたい。乗車証がうまく作用したらいいけれど、変な事にならないように注意していただきたい。

金額的にどれぐらいになるのかと。例えば、これは当然冬の間は観光客が少ないから、観光客に来てもらうために取り組んでいると思いますが。やはり旅館に遊びに来てもらうための施策ですね。ですから、何も冬にかかわらず、夏でも春でも同じことではないですか。観光客に来てもらうことがメインですね。何も冬だけにかかわらず、できる施策があったらもう少し期間を延ばすなり、春や秋にも取り組むのが良いと思います。以上です。

○出口委員長 ほかになければ、採決に当たり、付託議案についての委員の意見を求めたいと思いますが、ご発言ございませんか。

○山村委員 一般会計補正予算ですけれども、この中で報酬の引き上げが入っております。一般職の皆さんの給与、賞与引き上げについては必要なことですので賛成ですけれども、議員及び特別職の報酬手当の引き上げについては反対したいと思いますので、その部分について反対いたします。あとの議案については賛成です。

○荻田委員 自由民主党改革として、同委員会に付託を受けました議案あるいは報告案件、いずれも賛成をさせていただきます。

○田中委員 自由民主党会派としましては、全ての議案に賛成いたします。

○藤野委員 民主党といたしましては、付託されました全議案に賛成いたします。

○出口委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、付託を受けた各議案についての採決を行いたいと思います。

議第 86 号中・当委員会所管分、議第 89 号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。議第 86 号中・当委員会所管分、議第 89 号中・当委員会所管分につきまして、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数、よって、議第 86 号中・当委員会所管分、議第 89 号中・当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案について、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第 88 号中・当委員会所管分、議第 103 号から議第 105 号、報第 31 号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。よって、議第 88 号中・当委員会所管分、議第 103 号から議第 105 号、報第 31 号については、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第 30 号、報第 32 号中・当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事

者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他事項に入ります。

危機管理監から、「奈良県国土強靱化地域計画（案）について」、地域振興部長から「奈良県エネルギービジョンの推進」、南部東部振興監から、「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告を願います。

○長岡危機管理監 それでは、奈良県国土強靱化地域計画（案）についてご説明させていただきます。

資料2「奈良県国土強靱化地域計画（案）について」の経緯をご覧ください。

国においては、平成25年12月に国土強靱化基本法が制定されました。平成26年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定され、あわせて国土強靱化アクションプラン2014が作成されたところです。国においては、地域計画の策定を促進するため、策定モデル団体を募集されており、本県としては、国の職員や専門家の助言、他のモデル団体との意見交換ができるなどのメリットが多いと考え、これに応募しました。平成26年8月22日に選定されたところです。全国では都道府県で13団体、市町村で9団体が選定されており、近畿では滋賀県、和歌山県と本県が選定されております。このような経緯があり、ここの8月から事務レベルで検討をしているところです。

次に、国の計画、①国土強靱化基本計画の概要をご覧ください。国土強靱化基本計画は、国土強靱化に係る国の他計画等の指針となるもので、国土の健康診断に当たる脆弱性の評価を踏まえ、施策分野ごと及び最悪の事態を回避するための省庁横断的なプログラムごとの推進方針を検討し作成されております。この計画はおおむね5年ごとに見直しをされ、さらに、毎年度アクションプランをまとめることにされております。このような国計画の作成の考え方を参考としながら、県としても、国土強靱化地域計画を策定したいと考えております。

③国土強靱化地域計画の概要をご覧ください。

国土強靱化基本法第13条において、国土強靱化に係る都道府県・市町村の各計画等の指針となる国土強靱化地域計画を定めることができるとされております。次に、奈良県国土強靱化地域計画の策定です。県においては、昨年度地域防災計画の見直しを実施し、今年度実施計画を作成することとしておりますが、国土強靱化地域計画は、この実施計画と

対象の分野や数値目標の設定等の検討の進め方がおおむね同様です。今年度に入り、こうした国の動きを受け、県地域防災計画の実施計画の機能を含めて、奈良県国土強靱化地域計画を策定したいと考えた次第です。

資料2の奈良県国土強靱化地域計画検討の基本的な進め方をご覧ください。おおむね国の国土強靱化地域計画策定のガイドラインに沿って検討しておりますけれども、具体的には、Ⅰの地域を強靱化する上での目標の明確化として、①基本目標と②事前に備えるべき目標を設定することを考えております。①基本目標については、国土強靱化を進める上で普遍的な項目だと考えられることから、国の目標である人命の保護が最大限に図られることなど、4つの考え方を参考にして検討しております。

②事前に備えるべき目標については、国においては、基本目標をもう少し具体化して、大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われるなど、8項目を設定しています。この国の8項目の目標に即して、県の実情、地域の特性等に応じて必要な目標を設定したいと考えております。

Ⅱのリスクシナリオ、強靱化施策分野の設定としては、本県の状況を踏まえた大規模自然災害、本県の地域特性を踏まえた起きてはならない最悪の事態、本県の状況に応じて施策分野の設定を考えているところです。

Ⅲの脆弱性の分析・評価、課題の検討として、本県の現状の施策の取り組み状況や課題を整理して、その対応力について分析、評価をします。

Ⅳのリスクへの対応方針の検討については、Ⅲの脆弱性の評価結果に基づき、今後、本県の強靱化に向けて必要となる施策について整理することを考えております。

最後にⅤの対応方針についての重点化、優先順位付けとして、影響度、緊急度等を考慮し、施策の重点化、優先順位付けを行うことを考えております。これをPDCAサイクルで回して、見直し・改善を図っていきたいと考えております。

このような考え方に従って、本県の国土強靱化地域計画を策定することを始めさせていただきたいと考えております。今後、計画の具体案ができましたら、またご相談させていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○野村地域振興部長 奈良県エネルギービジョンの推進、進捗状況についてご説明させていただきます。資料3「奈良県エネルギービジョンの推進」をご覧ください。前回から進捗のあった項目の主なものについてご説明させていただきます。

まず、1ページの目標値の改正です。供給面での目標値について、平成26年10月7

日付で当初目標値2.7倍としていたものを3.8倍に上方修正しております。

2ページでは、再生可能エネルギーの導入状況として、現在の整備の実績が掲げられております。平成26年9月末時点で、合計17万6,000キロワット余りで、3.1倍まで来ているところです。平成27年度目標の3.8倍に向けて、引き続き努力を重ねていきたいと思っております。

6ページの2の①新規家庭用太陽光発電設備利用高度化促進事業として、パターンA、パターンBのHEMSやエネファームを設置した場合の補助です。これについて、8千46万2,000円の補助を用意しているところですが、募集をかけたところ、11月18日現在までの応募状況は、パターンAが127件、パターンBが270件です。3の公共施設等への導入促進の環境省のグリーンニューディール基金ですが、9月の補正予算に計上させていただいて16億円配分ということですが、先般、7,000万円の追加内示がありましたので、トータル16億7,000万円という状況になっております。

9ページの小水力発電の取り組みについてご説明します。①小水力発電導入可能性調査支援事業については、応募が3件です。②の小水力発電設備設置補助も今年度からさせていただいていますが、これも応募が3件です。また、③の新規として、奈良モデルの取り組みということで、意欲ある市町村と一緒に小水力発電に関する勉強を重ねる取り組みもさせていただいており、平成26年10月20日に第2回の検討を進めさせていただいているところです。

15ページの1.県内におけるエネルギーの高度利活用への取り組みというところですが、大淀町福神地区において、高度利活用のモデル取り組みを進めてるところですが、福神地区において、実際の防災訓練を実施させていただいたところです。

16ページの①の電気自動車充電インフラ整備事業について、経済産業省の補助事業を活用しながら、県がみずから県庁正面広場及び旧耳成高校庁舎駐車場に1台ずつ急速充電器を整備するものですが、1月から2月の供用開始を目指して施工中です。

②の電気自動車を活用した飛鳥地域振興支援事業です。この写真のような電気自動車が現在明日香村を走っているところですが、これも国の交付金を活用したものです。進捗については、10月11日から営業開始をしており、現在9台で運用しておりますが、休日は1日8,000円以上取っておりますが、ほぼ100%の稼働率と聞いております。

18ページの省エネ・節電の需要側の取り組みです。奈良の節電スタイル推進事業の進捗状況ですが、奈良県節電協議会でエコチャレンジの表彰式をした上で、平成26年12

月1日から平成27年3月31日まで冬季節電キャンペーンを実施しているところです。その内容については、冬季節電キャンペーン期間中の平日の9時から21時までの間、最大電力を6%削減する目標を掲げながらキャンペーンを実施しているところです。次の欄の中小企業向け省エネ推進補助金についても、10月末まで募集をして、応募が8件あったところです。

20ページの緊急時のエネルギー対策の取り組みです。避難所に対する機能強化補助金の状況ですが、避難所に対して、1次の17市町村の交付を決定した上に再度募集をかけ、2次として、申請のあった4市町に交付を決定したところです。また、福祉避難所についても、川西町に対して交付決定を予定しております。県警察本部の取り組みですが、交通安全施設等整備事業で、リチウムイオン電池式信号機の電源付加装置の整備について17基を、10月に設計発注、12月に工事発注、1月から施行予定となっております。以上です。

○辻本南部東部振興監 紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組について、資料4でご説明します。

まず、4ページは避難の状況です。現在の避難者の状況ですが、平成26年11月17日現在になっておりますが、現状も変わっておりませんが、五條市の11世帯、21名がまだ避難されております。前回報告時の平成26年9月1日から3世帯、4名減少しております。現在避難されている方々については、5ページの表のとおり、平成26年12月下旬には帰宅が可能となる予定です。前回報告時、9月議会の時点では、来年1月末としておりましたが、五條市辻堂地区の柳谷の堰堤工事が予定より1カ月早く進捗したためです。工事完了後の12月下旬には、五條市が災害対策本部を解散して、同地区の避難指示及び避難勧告の解除を検討すると聞いております。

次に、6ページは、平成26年11月15日、全国豊かな海づくり大会でご来県いただきました天皇皇后両陛下と紀伊半島大水害被災者とのご懇談の様子です。両陛下から温かい励ましの言葉とともに、今度の経験を生かして地域の安全性を高められるように願っていますとお言葉をいただいたところです。

7ページですが、先ほど申し上げた五條市大塔辻堂地区の状況です。写真のとおり、本堰堤工事が順調に進捗しているところです。

10ページは、インフラ等の復旧状況です。インフラ等の復旧工事はおおむね順調に進められており、大規模崩壊対策の工事では、前回の9月議会報告以降、記載の5カ所で工

事を完了させることができました。工事が継続している箇所についても、引き続き進捗管理を十分行っていきます。

以降のページには、個別の箇所等の状況を記載しておりますので、またごらんください。

25ページは、平成26年11月15日、16日の2日間、大淀町、川上村などで開催された第34回全国豊かな海づくり大会の概要です。またごらんになってください。

28ページは観光業の関係です。南部東部地域のことし1月から6月の宿泊客数の実績は、被災前よりはふえているものの、廃業をした旅館があったことなどにより、昨年と同時期より減少しているところです。南部地域のさらなる誘客促進のための観光プロモーション、あるいは自転車競技などのスポーツイベントの開催などに取り組んでいきたいと考えております。

34ページは、11月に新公会堂で開催された国際防災学会インターイベント2014について記載しております。大水害を契機として取り組んでまいりました深層崩壊のメカニズムの解明とその対策研究など、土砂災害防止、減災に関する情報を世界に向けて発信するよい機会となりました。

37ページは、10月に開催した、なんゆう祭2014の記載です。10月5日に五條市の吉野川河川敷をメイン会場として開催しました。2万人の方々にご来場いただき、地域の魅力発信等ができました。

最後に、38ページは、ふるさと復興協力隊です。11月に下市町で家具づくりの職人の養成をするための隊員が1名ふえ、現在は19名の隊員が活動中です。写真は野迫川村の協力隊員が、11月にもちいどの商店街のチャレンジショップ「夢CUBE」内にオープンさせた「のせ川のまき」のアンテナショップの様子です。以上です。

○出口委員長 ただいまの報告、または、その他の事項について、質疑があればご発言を願いたいと思います。

○田中委員 2件あるのですが、まず1件目です。当委員会の関係外かもしれませんが、私は、県立医科大学附属病院にある売店を時々利用しておりますけれども、コンビニに姿が変わり、取り扱う品目が随分と変わってしまっていて、病院の入院患者や来訪者に対するサービスの部分的なものが欠けているのではないかと思っております。それをずっと考えてみましたら、県庁6階の食堂もなくなってしまうなど。私も食堂をよく利用しました。それから、文化会館内の食堂もなくなってしまう。この県庁かいわいの食堂がなくなってしまうと、職員はもちろんでしょうけれども、外部からお越しの方々も今まで利用

させてもらっていたのに残念だという話もちらほらと聞こえてまいります。

今後どういうふうに6階の食堂をしようとしているのか。このままもう閉鎖のままにされるのか。以前、藤野委員も質問されたことがあったかとは思いますが、改めてこの状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○新座総務厚生センター所長 県庁6階の食堂閉鎖後のこれからの取り組み状況ということでお尋ねです。

以前の職員食堂は、財団法人奈良県職員互助会が運営しておりましたが、利用者の減少等から継続的な損失を計上しておりましたので、やむなく平成26年3月をもって廃止されたところです。しかし、食堂がなくなってからは、委員がお述べのように、職員は外に食べに行ったり、コンビニで弁当を購入するために長蛇の列に並んだりしている状況であり、職員に不便をかけている状況です。互助会直営の職員食堂は廃止されましたが、県庁における食堂が職員の福利厚生に果たす役割は大きいと認識しており、職員食堂は必要であると考えております。ただし、従来の職員食堂のように、互助会が直営で営業するという運営方法では経営としては成り立ちません。したがって、互助会単体での再開は困難だと判断しております。

そこで、民間の力をかりて、何とか職員食堂の再開はできないかといろいろと模索してきたところですが、県庁が奈良公園に隣接して立地している関係から、職員食堂の再整備については、現在、奈良公園室で検討を行っているところです。このことから、現在の検討状況については、知事公室審議官から答弁させていただきたいと思います。

○中西知事公室審議官兼観光局次長 職員食堂の整備に係る検討状況について説明させていただきます。

先ほどの答弁にあったように、職員食堂の再開に当たっては、運営を存続させるために、民間事業者のノウハウを生かして整備を進めたいと考えております。このことから、ことしの9月に職員食堂の出店者を、民間を対象に公募したところ、何とか1社から応募がありました。先ほどの説明にもあったように、なかなか経営という形では厳しいので、現在、赤字が出ないようどのように経営を存続させていくことができるのかということで、運営方法について協議を行っているところです。また、民間のノウハウを生かすとなれば、他府県の庁舎にある職員食堂もそうですが、最近は職員の多様なニーズに応えるとともにやはり来庁者にも大いに利用していただくという観点から、食堂からレストランへと形態を変えるのが昨今の流行であり、そういうところを踏まえて、新しい形の職員レストランを

検討しているところです。また、6階の元の食堂の施設が、いろいろ調べておりますとかなり老朽化しており、やはり元の場所で再開するにしても整備が必要であり、また、県庁舎が奈良公園の良い場所にあつて、角度により非常に眺望の良いところもあることを踏まえて、再開にあたっては6階の北側にあつた食堂を何とか興福寺の五重塔が見える南側に移せないかもあわせて検討しております。そのことも踏まえて、この11月から食堂全体の建築設計業務に着手しており、現在、基本設計を実施しているところです。

いろいろ厳しい環境もあるかと思いますが、委員がおっしゃるように、できるだけ職員のために早期に職員レストランという形でリニューアルオープンできるように努力してまいりたいと思いますので、ぜひご支援のほどよろしくお願いします。以上です。

○田中委員 できるだけ早急に再開していただけるように、よろしくお願いします。

答弁は求めませんが、県立医科大学附属病院の売店は以前はかなり患者のための売店であつたように思うのですけれども、現在、コンビニに代わってから、あまりそうは思えません。パジャマや医療関係の部分の品揃えなど、いろいろと課題があると思いますので、できることなら少し改善していただきたいと思いますので、あえて申し上げておきます。

次の質問です。以前に大和郡山市内で不審車両が暴走し、それを警察官が追いかけて停止させ、拳銃使用により乗車していた人が死亡に至つたという事案がありました。その直後の委員会で、私は警察官の職務を執行する上で余りちゅうちょすることなく職務を執行すべきだと申し上げていましたが、その後、裁判になりました。遺族の方から訴えられて裁判したようですけれども、先日、最高裁判所で無罪が確定したとのニュースを聞きました。そこで、具体的に事案の概要や裁判の経過について具体的に説明していただきたいと思います。

○柘植警務部長 まず、拳銃使用事案の概要です。平成15年9月10日に車上狙い容疑で追跡されていた車がパトカーや一般車両に衝突を繰り返し、停止を指示する警察官に向かって発進して轢過しようとし、さらに一般車両等への衝突を繰り返して、なおも逃走を継続しようとしたことから、同車両を停止させ、一般市民及び警察官の生命・身体の安全を確保するために警察官が拳銃を発射した結果、助手席乗車の男性に当たり死亡した事案です。

裁判の経過ですが、平成22年に奈良地方裁判所において本事案で拳銃を使用した警察官を特別公務員暴行陵虐致死などの罪で審判に付す決定をされ、裁判が始まりました。

第一審の奈良地方裁判所では、裁判員裁判で審議され、平成24年に「警察官の発砲行

為は警察官職務執行法の要件を充足するものであり、違法な行為があったとは認められない。」などとして無罪が言い渡されました。

第二審の大阪高等裁判所も、第一審の無罪判決を支持し、平成25年に控訴が棄却されました。

今回、最高裁判所で上告を棄却する決定がなされたものです。今時決定について、県警察としては、本件の拳銃使用が適法であることが認められたものと受けとめております。拳銃は言うまでもなく人に重大な危害を与えるおそれのある武器であり、その取り扱いについては慎重でなければならないのは当然ですが、他方、国民の安全と平穏を確保するとともに、警察官の殉職・受傷を防ぐために必要な場合には、適正・的確に使用することが求められます。今後とも、法に基づき適正な職務執行により、警察責務を全うしてまいりたいと考えております。以上です。

○田中委員 先日、アメリカのテレビのニュースで、捕まえられそうになった人が何も持っていないのに羽交い締めにされて警察官によって殺されたのではないかと報道されており、警察官に拳銃で撃たれたという事案があったりして、市民の警察に対する見方は、メディアのみならず、非常に厳しいものがあることもたしかだと思っております。今回の事案での警察官の行為が正当であったと認められたことは良かったとは思いますが、運転していた車両の運転手や同乗者がどういう状況であったかということをもう少し分かりやすく説明していただきたい。オブラートで包んで結果だけおっしゃっているような形だと思しますので、わかりやすくもう一度教えていただければありがたいと思います。

○柘植警務部長 もう少し詳しくご説明させていただきます。

橿原市内で不審車両に対して職務質問をしようとした警察官に対して、その車を衝突させ、そこから国道24号を猛スピードで逃走したことから始まります。およそ20分後、大和郡山市内で渋滞しているところにその逃走車両が入っていき、前進が不可能な状態になったにもかかわらず、パトカーと一般車両に衝突をさせて、さらに逃走を重ねたものです。エンジンを吹かしてタイヤをきりまかせながら前進後退を行って、一般車両等に衝突を繰り返していたということです。現場の警察官としては、その周囲の一般車両に乗車する市民や警察官を防護するために、警告の上、拳銃を発射したものです。最終的にその弾が助手席の方に当たって死亡という結果につながったわけですが、やむを得ないと判断して行ったものであり、法律に基づく適正な職務執行であったと考えており、それが裁判でも認められたと受けとめているものです。以上です。

○田中委員 まさに県民の命を守る、そして通行者の命を守るという意味においても、当然のことをしていただいたと思います。決して怪しいのではないかと感じて言っているではありませんので、誤解のないようにしてください。

昨今の様子を見ていると、自動車が歩行者の中へ突っ込む事案や、意識もうろうとして事故を起こすなど、薬害、ドラッグが原因の問題もあります。一見表面的にはわからないような部分で事件を起こしたりすることもありますので、特に最近の世相から見て、ドラッグについては厳しく対応していただきたいということを申し添えて質問を終わります。

○森山委員 警察本部に対して1点、質問をさせていただきます。

前回の議会のときも質問に取り上げましたが、高齢者の防犯対策についてです。毎度質問する前にニュースやテレビで県内で特殊被害の詐欺に遭って何千万円もの被害を受けたということを見て、なかなか啓発というのは難しいものだ、伝わりにくいものだと感じています。先日、新聞を見ていると、奈良県内で3,000万円の被害を受けた高齢者がいたということがありましたので、改めて質問させていただきたいと思います。

全国的に見ても「特殊詐欺被害が過去最悪、年500億円突破見通し」というような見出しも掲載されています。特殊詐欺に遭う被害者の約8割が65歳以上の高齢者ということであり、本来であれば、社会の最前線での役割を終えて、平穏無事に1日1日安心した生活を過ごせばいいんだという年代です。そういう方の良心が逆手に取られてだまされ、被害に遭うということは、その方の余生が本当につらいものになってしまうと思います。だからこういう特殊詐欺被害も含めて、詐欺被害を根絶しなければならないということで、警察本部にも力を入れていただいていますけれども、まだ根絶というような状態に至っていません。この委員会も、インターネット中継されていますので、お年寄りの方も見ていただいていると思いますけれども、そういう方々にも意識付けしていただく意味においても、改めて質問させていただきたいのです。県下で発生した特殊詐欺の被害状況と検挙状況について、どれぐらいあるのかを伺いたい。また、金融機関等でも職員さんが声をかけて水際で被害を食い止めることがあると聞いておりますけれども、県内の状況はどうなっているのでしょうか。最後に、最近の手口とお年寄りの方々がだまされないようにするために、一番気をつけなければならない点について、お尋ねしたいと思います。

○藪内生活安全部長 特殊詐欺に関するご質問です。

まず、特殊詐欺の発生状況ですが、全国的には、委員がお述べのとおり、認知件数、被害金額ともに過去最高であった昨年を上回る勢いで推移をしており、厳しい状況にありま

す。一方、本県における状況ですが、11月末現在の認知件数は61件です。これは、昨年同期に比べて13件の減少となっております。ただし、その被害額は、4億400万円余ということで、昨年同期と比べて、5千400万円余の増加となっております。また、本県における11月末現在の検挙件数ですが、84件であり、昨年同期よりも1件の増加ということで、さらに検挙人員は、47人で、昨年同期よりも10人の増加となっております。

2点目にご質問のありました水際における阻止状況についてです。これまで金融機関や宅配事業者の方に対し、そういった利用者に対する「声かけ」を徹底していただくように働きかけをしてまいりました。その結果ですが、本年11月末現在で、水際で被害を防止することができた件数は、41件に上っており、昨年同期と比べて15件の増加となっております。

3点目の最近の特殊詐欺の手口についてですが、例えば、電話で「必ず値上がりしてもうかるよ。」といった架空の取引を持ちかける手口、あるいは「あなたにしか権利がないですよ。費用はうちが負担しますので名義だけ貸してくれますか。」といった電話をかけ持ちかけて、さらに、「名義貸しがばれました。あなたは捕まるよ。」と申し向けて、被害者を困惑させて、その解決金名目で現金をだまし取る手口などがあり、ますます巧妙化している状況にあります。そして、被害者の多くの方が、誰にも相談をすることなく、犯人の言いなりになって、被害に遭ってしまっている状況にあります。

こうした状況から、県警察では、高齢者を対象とした被害防止教室の開催や高齢者宅を戸別に訪問することにより、「電話でお金の絡む話があれば、これは直ちに詐欺を疑ってください。」ということ。あるいは、「こうした電話があれば一人で悩まないで、まず家族や友達など、身近な方に相談をしてください。」ということをお願いしているわけです。その上で迅速に警察に届け出をしていただくよう、注意喚起を図っているところです。

今後もこうした各種取り組みを継続し、さらに自治体、あるいは関係機関・団体と連携した特殊詐欺対策を、なお一層強化してまいりたいと考えております。以上です。

○森山委員 年内の水際でとめられた件数が41件あったと聞きました。この水際でとめられたということは、多分だまされたと思っていない方がそこに行って振り込もうと思っている時にとめていただいたということで、本人は被害に遭っていることにそのときまで気がついていないと思うのです。こういう話はおかしいなと認識していれば、また相談にもつながるかわかりませんが、これだけ啓発していてもやはり狙われて被害に遭う

方は、被害に遭っていると思っていない方が多いと思うのです。それを知ってもらおうと思ったら、啓発をとにかく繰り返し行って、「こういう話は普通ではない。」ということを感じてもらいしかありません。水際でとめるということももちろん最後には大切ですが、まず本人が「こんな話はない。」というようなことを意識を持ってもらうことが大切だと思いました。

最後に、手口の名義貸しで「あなたは捕まる。」というのは、先日私が新聞で読んだ3,000万円だまされた人の手口もそれだったように思います。そういうことでだまされないようにする意識を持ってもらうためにも、なかなか簡単なことではないですが、たゆまざる啓発をこれからもお願いしたいと思います。あと、数週間でことしも終わりますが、ことしの残り期間で1件も被害者がふえないように引き続き取り組みをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○**出口委員長** ほかになければ、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、本会議で反対の討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

山村委員は、どうでしょうか。

○**山村委員** 本会議で反対討論はしません。

○**出口委員長** それでは、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正・副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**出口委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして委員会を終わらせていただきます。